

税関官署の開庁時間外における所轄の特例について

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 9 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号）第 30 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定に基づき、大阪税関本関の開庁時間外（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 19 条の規定に基づく税関官署の開庁時間以外の時間をいう。以下同じ。）における所轄の特例について、下記のとおり定め、令和 6 年 7 月 1 日から適用することとしたので、関税法施行令第 9 2 条第 5 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第 5 項の規定により公告する。

これに伴い、税関官署の開庁時間外における所轄の特例について（平成 30 年掲示第 27 号）については、令和 6 年 6 月 30 日限りで廃止する。

令和 6 年 6 月 28 日

大阪税関長 大内 聡

記

1 対象官署

大阪税関南港出張所

2 所轄の特例

開庁時間外に行われる対象官署の管轄区域内に蔵置される貨物に係る輸出入通関事務（輸入貨物に係る予備申告、本船扱い承認申請及びふ中扱い承認申請等の事務を含む。）については、対象官署の管轄区域にかかわらず、本関において処理することとする。

ただし、開庁時間外に、対象官署において事務を処理する必要がある場合は、この限りでない。